

証券コード 5162  
2022年6月6日

株主の皆様へ

埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目7番2

株式会社**朝日ラバー**

代表取締役社長 渡邊 陽一郎

## 第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り郵送にて議決権行使書による議決権の行使をお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5  
パレスホテル大宮 4階 ローズルーム  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第52期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第52期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.asahi-rubber.co.jp>)に掲載しており、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面の他、当社ホームページに掲載した連結注記表及び個別注記表も含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.asahi-rubber.co.jp>)に掲載いたしますのでご了承ください。

#### 株主総会ご出席における新型コロナウイルス感染防止対応へのお願い

- ①株主総会に出席する取締役及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ②会場には、手指消毒用のアルコールを設置いたします。
- ③ご出席の株主様はマスク着用など感染予防にご配慮をお願いいたします。
- ④当日、株主様の体温を確認させていただき、37.5度以上の発熱が確認されるなど体調不良と見受けられる場合は、ご入場を制限させていただくことがございます。
- ⑤本株主総会会場において、感染予防のため間隔をあけた座席配置などを予定しており、例年よりも座席数が大幅に減少する見込みです。
- ⑥株主総会の議事は円滑かつ効率的に行なうことで、例年よりも短時間で運営する予定ですので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。
- ⑦新型コロナウイルスの接触感染のリスクを減らすため、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。また、株主総会後の懇親会も実施いたしません。

## (提供書面)

### 事 業 報 告

（2021年4月1日から  
2022年3月31日まで）

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過及び成果

当社グループでは「私たちは人を豊かにしてグローバル社会貢献度が高い技術会社になる」ことを未来に通ずる姿とし、2030年を見据えたビジョンを「AR-2030 VISION」として定めております。この「AR-2030 VISION」の実現に向けて、2020年4月から第13次三ヵ年中期経営計画をスタートし、中期経営方針として「誠実で機敏な対応力で岩盤を築き質的に成長する」を掲げ、「お客様の期待」に素早く応えて「多くの信頼」が得られる行動や、「ステークホルダーとの絆」を強くする行動を活発に実践し、経験と実績を繰り返し積み上げながら質を高めて、グローバルな経済環境のもとで持続的な成長を果たしてまいります。

当社グループの重点事業分野を「光学事業」、「医療・ライフサイエンス事業」、「機能事業」、「通信事業」の4つとし、事業展開を進めるうえで、独自の競争力の源泉となるコア技術である「色と光のコントロール技術」「素材変性技術」「表面改質およびマイクロ加工技術」に、それぞれの事業分野に成長のキーワードとなる視点を加えて、ゴムが有する無限の可能性をさらに進化をさせる活動を進めました。特に研究開発として、光学事業では感性認知支援照明への応用、医療・ライフサイエンス事業の理化学機器分野では再生医療用材料の研究、機能事業の再生可能エネルギー分野では研究機関との連携による仮想実験の拡充や風力発電機を用いた実証実験など、それぞれの事業計画通りに成果を得ることが出来ました。

当連結会計年度における事業環境は、新型コロナウイルスのワクチン接種が進んだことにより経済活動が緩やかな回復傾向となりました。一方、景気回復に伴い原材料の高騰や調達リスクが高まるなど、世界経済は再び不透明感が増してきました。さらに中国やアセアン地域における厳格な感染拡大防

止対策は事業活動に様々な影響を与えました。この中で当社グループは、当期経営方針に「みんなにうれしさをお届けしよう」を掲げ、お客様に密着しながら事業の魅力を高めて貢献する機会を増やす活動、そして出口を掴む活動に資源を集中し、各重点事業分野への施策遂行を積極的に進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた前期に比べ、工業用ゴム事業の売上が前年を上回り、連結売上高は70億2千4百万円（前期比8.3%増）となりました。利益面においても売上増加を受け、連結営業利益は2億9千1百万円（前期は営業損失9千2百万円）となりました。連結経常利益は3億1千3百万円（前期比1,614.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億3千8百万円（前期比109.6%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

### 工業用ゴム事業

工業用ゴム事業では、半導体をはじめとした部品不足の長期化の影響を受けたものの、自動車向け製品や卓球ラケット用ラバーなどの売上高が回復したことから前期比増加いたしました。しかしRFIDタグ用ゴム製品は、経済環境や生産調整の影響を受けて売上高が減少しております。

この結果、工業用ゴム事業の連結売上高は58億3千万円（前期比9.3%増）となりました。またセグメント利益は5億2千9百万円（前期比337.2%増）となりました。

### 医療・衛生用ゴム事業

医療・衛生用ゴム事業では、プレフィルドシリンジガスケット製品や採血用・薬液混注用ゴム栓において、新型コロナウイルス感染症の影響による生産調整から回復傾向となり、売上高は増加いたしました。

この結果、医療・衛生用ゴム事業の連結売上高は11億9千3百万円（前期比3.6%増）となりました。原材料等の価格高騰影響などから、セグメント利益は9千8百万円（前期比12.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額1億6千3百万円であります。その主なものは工業用ゴム事業に係る生産設備増強、省力化投資等の実施により1億1千9百万円、医療・衛生用ゴム事業に係る生産設備増強、省力化投資等の実施により4千万円であります。

③ 資金調達の状況

所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入によって調達いたしました。また、資金調達の機動性確保及び資金効率の改善等を目的に、主要取引金融機関と10億円のコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は10億円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 別	第49期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第50期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第51期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第52期(当期) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売 上 高(百万円)	7,706	7,489	6,487	7,024
経 常 利 益(百万円)	508	346	18	313
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	352	126	113	238
1株当たり当期純利益(円)	77.97	27.91	25.06	52.56
総 資 産(百万円)	10,449	10,395	10,341	9,720
純 資 産(百万円)	4,471	4,456	4,430	4,676
1株当たり純資産額(円)	987.28	979.90	976.73	1,030.86

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ARI INTERNATIONAL CORPORATION	千米ドル 200	% 100	工業用ゴム製品の販売
株式会社朝日F R研究所	千円 10,000	100	ゴム及びプラスチックに関する研究開発の受託
朝日橡膠（香港）有限公司	千香港ドル 19,700	100	工業用ゴム製品の販売
東莞朝日精密橡膠制品有限公司	千人民元 17,551	100	工業用ゴム製品の製造、販売
朝日科技（上海）有限公司	千円 50,000	100	工業用ゴム製品の開発、設計、販売

(注) 議決権比率は子会社による間接所有を含んでおります。

#### (4) 対処すべき課題

一昨年から、世界中に広がっている新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日夜、医療活動に従事していただいている関係者の皆様、また生活を破綻させないようライフラインの維持に関わっていただいている皆様におかれましては、会社一同感謝申しあげます。

当社は、2030年を見据えたビジョンを「AR-2030 VISION」として定め、その行動指針は、「ステークホルダー・エンゲージメントを高める」としています。会社は社会のためにあること、また持続的に社会の責任を果たして社会に貢献できる企業であり続けることを常に考えていきます。そして私たちを取り巻くすべてのステークホルダーとの対話を通じて、企業価値を高めていきます。

この「AR-2030 VISION」の実現に向けて、最初のステージの2023年3月期までの2020年4月～2023年3月を第13次中期三ヵ年の経営計画を策定し、その基本方針は、「誠実で機敏な対応力で岩盤を築き質的に成長する。」としています。

中期経営戦略は、「事業が貢献する機会を増やし密着して、素早く課題を解決する技術で経験と実績を積み重ねる」「CSR／ESG経営へ進化させる」といたしました。当社グループの強みである朝日ラバーらしさを継続して磨き、成長させていく上で、求められる期待に素早く応えて多くの信頼が得られる行動やステークホルダーとの絆を強くする活発な行動を実践し、繰り返し経験と実績を積み上げながらグローバルな経済環境のもとで持続的な成長を果たしていくために質的な成長を目指します。

新製品・開発製品の市場供給と新規顧客開拓、顧客満足の追求は、当社グループが継続して取り組む事業方針です。WEBツールによるコミュニケーションや動画など新しい手法で取り組んできたPR活動をさらに進化させ、従来の手法と組み合わせた既存顧客また新規顧客へのアプローチにより、顧客と密接した関係性を確保し、市場や顧客の求める価値、また変動する市場環境を迅速に把握する活動を続けています。工場では、3Dプリンタ導入によるサンプル提供のスピードアップや生産設備の稼働効率を上げる活動など、絶え間ない改善活動と創意工夫を続けていく活動を続けています。引き続きコミュニケーション力を高めて、市場の状況やお客様の価値基準、仕入先様等とのパートナーシップを強固に保ち続けることで、当社グループの発展に資する意思決定を速やかに行える体制を整えています。

昨年、当社グループは「サステナビリティビジョン2030」を制定し、事業が持続的に発展し、社会に貢献していくように、環境、社会、ガバナンスの視点から取り組み目標を定めて、全社的な活動をスタートさせました。

「ゴムが持つ無限の可能性で未来を創り、持続可能で明るく快適で豊かな社会の実現に貢献します」をビジョンとして、さまざまなパートナーとともに、ゴムが持つ無限の可能性をさらに追求していくことで、社会課題を解決し、人々の生活を豊かにするような価値を生み出す会社であり続けます。

中でも、当社グループを構成する岩盤は、市場やお客様とのつながり、コア技術、そしてそれらを実現する一人ひとりの従業員です。市場やお客様とのつながりをさらに太く、グローバルに広く築いていく。そこで集めたニーズを実現するゴムのコア技術をさらに磨き、鍛えていく。こうした活動を継続していくためにはそれぞれの従業員の働く環境を整えて、やりがいを持って活躍していただく。これにより企業価値の質を高めていくことで、さらなる成長につなげていきたいと考えています。

私たちは、「個性を尊重し特徴ある企業に高めよう。豊かな人間関係、生活の向上を目指し社会に奉仕しよう。」という当社の社訓を心に刻み、さらに次の世代へとつなげていきます。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは車載用機器、電子・電気機器、産業機器、スポーツ用品等に使用される工業用ゴム製品、医療機器等に使用される医療・衛生用ゴム製品の製造販売を主要な事業としております。

主 要 事 業
工 業 用 ゴ ム 事 業
医 療 ・ 衛 生 用 ゴ ム 事 業

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社：埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目7番2

福 島 工 場：福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭窪1番地

第二福島工場：福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山1番地3

白 河 工 場：福島県白河市萱根月ノ入1番地21

白河第二工場：福島県白河市萱根月ノ入1番地21

② 子会社

ARI INTERNATIONAL CORPORATION : アメリカ合衆国イリノイ州

株 式 会 社 朝 日 F R 研 究 所 : 埼玉県さいたま市大宮区

朝 日 橡 膠 (香港) 有 限 公 司 : 中国香港

東 莞 朝 日 精 密 橡 膠 制 品 有 限 公 司 : 中国広東省東莞市

朝 日 科 技 (上 海) 有 限 公 司 : 中国上海市

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
工業用ゴム事業	386 (14)名	△18 (1)名
医療・衛生用ゴム事業	78 (0)名	△2 (0)名
全社（共通）	44 (3)名	△1 (1)名
合計	508 (17)名	△21 (2)名

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（準社員、嘱託、パートタイマー）は年間の平均人員を（）内外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない研究部門及び管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	226 (1)名	1 (1)名	39.9歳	15.2年
女性	89 (14)名	1 (1)名	40.9歳	16.3年
合計又は平均	315 (15)名	2 (2)名	40.2歳	15.5年

- (注) 従業員数は就業員数であり、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含みます。
- なお、臨時雇用者数（準社員、嘱託、パートタイマー）は年間の平均人員を（）内外数で記載しております。また、派遣社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	797百万円
株式会社みずほ銀行	683
株式会社武蔵野銀行	627
株式会社東邦銀行	106

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,618,520株
- (3) 株主数 3,281名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社伊藤コードレーション	477,500株	10.5%
佐藤尚美	228,700	5.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	222,528	4.9
株式会社東邦銀行	207,400	4.5
株式会社武蔵野銀行	196,500	4.3
朝日ラバーコンサルティング株式会社	188,300	4.1
朝日ラバーフローティング株式会社	184,228	4.0
横山林吉	135,960	3.0
第一生命保険株式会社	78,000	1.7
亀本順志	70,000	1.5

(注) 持株比率は自己株式(53,076株)を控除して計算しております。なお、当該自己株式には「取締役向け業績連動型株式報酬制度」の導入において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)所有の当社株式29,081株は含まれておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況  
該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	横山林吉	株式会社朝日F R研究所取締役
代表取締役社長	渡邊陽一郎	株式会社朝日F R研究所代表取締役社長
取締役	田崎益次	管理・光学開発担当
取締役	滝田充	営業・事業担当 朝日橡膠（香港）有限公司董事長 朝日科技（上海）有限公司執行董事
取締役 (監査等委員・常勤)	高木和久	
取締役 (監査等委員・常勤)	馬場正治	
取締役 (監査等委員・非常勤)	筑紫勝磨	

- (注) 1. 2021年6月23日開催の第51回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に横山林吉、渡邊陽一郎、田崎益次、滝田充の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 監査等委員である取締役 馬場正治氏及び筑紫勝磨氏は社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、高木和久、馬場正治の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、監査等委員である取締役 馬場正治氏及び筑紫勝磨氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員である取締役 筑紫勝磨氏は、旧大蔵省等での財務・会計業務に長年にわたって携わってきたことなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の損害や代表訴訟敗訴時の損害などが填補されることとなります。当該保険契約の被保険者は取締役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬としての業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う取締役会長については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

##### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、取締役及び監査等委員である取締役で区分して株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、月例の固定報酬として、他社水準及び対従業員給与とのバランスを考慮しながら総合的に勘案して、取締役会で了承された方法により決定します。

##### 3. 業績連動報酬等または非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

金銭報酬における業績連動報酬は、役員賞与として該当する期間の当社の業績に連動して取締役会決議にて案を決定し、株主総会の決議により決定します。

非金銭報酬における業績連動報酬は、取締役の役位及び業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度とします。本制度は、業務執行取締役を対象に、取締役の報酬と当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とします。業績連動報酬等は、取締役の役位に応じて当社株式の交付が行われる固定部分と、業績目標の達成度に応じて当社株式の交付が行われる業績連動部分により構成し、固定部分と業績連動部分の株式報酬基準額は、役位や基本報酬、報酬全体に占める金銭報酬と非金銭報酬の割合等を考慮して決定します。業績連動部分の短期業績割合と中期業績割合は、本制度が中長期的な業績向上と企業価値増大に資するような適切な割合を設定し、それらの合計値は1とします。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、一定の算式に基づき、取締役の役位や役割などに応じて、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となるよう決定します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長がその具体的な内容について提案し、監査等委員会の意見を反映したのち、取締役会決議にて決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)	
			金銭報酬 (基本報酬)	非金銭報酬 (業績連動株式報酬)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4名 (-)	100,408 (-)	94,680 (-)	5,728 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2)	36,120 (18,360)	36,120 (18,360)	— (-)
合計 (うち社外役員)	7名 (2)	136,528 (18,360)	130,800 (18,360)	5,728 (-)

(注) 1. 当社は、2018年6月26日開催の第48回定時株主総会決議に基づき、取締役(取締役会長、監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く)を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という)を導入いたしました。本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役に対して、当社が定める役員報酬BIP信託に関する株式給付規程に従って、役位に応じて当社株式を給付する「固定部分」と、業績目標の達成度に応じて当社株式を給付する「業績連動部分」により構成される株式報酬制度です。

2. 非金銭報酬である業績連動型株式報酬制度は、単年度業績見込みに連動した短期と中期計画に連動した中期でそれぞれ連結売上高及び連結営業利益等の目標を掲げています。当該指標を選択した理由は、当社の企業価値の向上と事業計画に対する達成度合いを測る指標として最も有効であると判断しているからです。その算定方法は毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「短期業績連動ポイント」及び中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて算出される「中期業績連動ポイント」の算定基礎となる「中期業績基礎ポイント」を付与し、「中期業績基礎ポイント」は毎年累積され、対象期間終了直後の6月1日に、その時点の累積値に、対象期間における中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じた業績連動係数を乗じることにより、「中期業績連動ポイント」が算出され、原則として「短期業績連動ポイント」の累積値、「中期業績連動ポイント」及び取締役の役位に応じた「固定ポイント」の累計値に応じて当社株式の交付が行われます。

3. 「短期業績連動係数」は毎事業年度における業績目標(連結売上高及び連結営業利益等)の達成度に応じて変動し、また、「中期業績連動係数」は中期経営計画に掲げる業績目標(連結売上高及び連結営業利益等)の達成度に応じて変動します。当事業年度の短期業績連動指標の目標達成度は連結売上高は約98%、連結営業利益は103%、また中期業績連動指標の目標達成度は連結売上高は約88%、連結営業利益は46%であります。

4. 非金銭報酬は当事業年度に役員株式給付引当金として費用処理した金額であり、対象となる

役員の員数は3名です。

5. 金銭報酬における業績連動報酬はございません。
6. 基本報酬（金銭報酬）の算定方法については、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、役員報酬規程に基づき、取締役の役位、職責、会社業績への貢献度を総合的に判断し、世間水準及び対従業員給与とのバランスを考慮して、取締役会で決定します。
7. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第46回定時株主総会において、年額260,000千円以内（うち社外取締役分60,000千円以内）と決議いただいており、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、5名です。  
また別枠で、取締役（取締役会長、監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）について、2018年6月26日開催の第48回定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として、当初対象期間の3事業年度を対象として、合計45,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（取締役会長及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は、3名です。
8. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第46回定時株主総会において、年額70,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

#### **(4) 社外役員に関する事項**

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況  
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動内容及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役の馬場正治氏は、当事業年度開催した取締役会20回すべてに出席し、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。主に海外を含めた事業全般について、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

社外取締役の筑紫勝麿氏は、当事業年度開催した取締役会20回のうち19回に出席し、監査等委員会12回すべてに出席いたしました。主に財務と内部統制およびガバナンスの視点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 報酬等の額は、消費税等抜きの金額で記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の重要な子会社のうち、朝日橡膠（香港）有限公司及び東莞朝日精密橡膠制品有限公司並びに朝日科技（上海）有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要是以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社および当社グループは「誠実で健全な経営」を目指すべく、当社およびグループ会社の取締役の法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し、当社グループの企業行動指針をグループ全体に周知徹底させ、取締役会および経営会議において取締役の職務の執行状況を確認します。監査等委員はこれらの会議に出席し取締役に対し意見を述べるなど、取締役の職務の執行が法令および定款に適合して行われていることを確認します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
文書管理規程に従い、取締役の職務の執行にかかる情報を文書または電子媒体に記録し、適切に管理および保存します。また、取締役または選定監査等委員の要求があるときは、これを閲覧に供します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
法令遵守、環境、品質、災害、安全・衛生、情報セキュリティ等に係るリスクについては、定例会議の開催、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一不測の事態が発生した場合には対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限に止めるための体制を整えています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役は月1回の定例取締役会、定例経営会議のほか必要に応じ開催し、職務の執行に係る報告及び重要事項の決定ならびに他の取締役の業務執行状況の監督を行います。また、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、組織規程、職務権限規程、取締役会規程、稟議規程等の意思決定ルールを整備し、適正かつ効率的に取締役の職務が執行される体制を整えています。

- ⑤ 会社の使用人および子会社の取締役ならびに子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループ会社では「誠実で健全な経営」を目指し、社会的責任を自覚して法令や社内ルールを遵守し、企業倫理に基づいた行動に努めます。法令・定款違反、社内規則違反、企業倫理に反する行為等が行われていることを知ったときは、電話、電子メール、書面、面談などによる社内相談のほか、ヘルplineによる弁護士への報告、代表取締役社長への報告により、コンプライアンス違反に対し適切な措置を講じます。なお、通報者については、通報に基づく一切の不利益を排除する等の通報者の保護を規程に明記し、透明性を維持しつつ的確な対処ができる体制を維持します。また、内部監査部門は、各部門の業務が法令および定款ならびに社内規則に適合して行われていることを監査において確認します。

- ⑥ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行に係る情報の管理および保存に関する体制

子会社にて制定する文書管理規程に従い、子会社の取締役等の職務の執行にかかる情報を文書または電子媒体に記録し、適切に管理および保存します。また、当社取締役または当社選定監査等委員の要求があるときは、これを閲覧に供します。

- ⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社においても、法令遵守、環境、品質、災害、安全・衛生、情報セキュリティ等に係るリスクを抽出し、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一不測の事態が発生した場合には対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限に止めるための体制を整えています。また、当該子会社または当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、当該子会社の監査役および当社代表取締役社長に直ちに報告する体制を整えています。

- ⑧ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、子会社の代表者は月1回の定例役員会を開催し、当該取締役および使用人から報告を求め、その職務の執行状況を確認します。当該定例役員会には当社の取締役または使用人が参加し財務状況およびIT統制の状況を確認します。また、子会社の代表者は四半期に1回の当社

の定例取締役会に出席し、職務の執行に係る報告および重要事項の決定ならびに他の取締役の業務執行状況の報告を行います。

⑨ 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の取締役および使用人は、当該子会社または当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、当該子会社の監査役および当社代表取締役社長に直ちに報告する体制を整えます。当社の監査等委員会は必要に応じて子会社の取締役および使用人ならびに監査役に対し報告を求めることができます。

⑩ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項およびその指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署として内部監査室のほか、監査等委員会より要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行います。監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価については監査等委員会の事前承認を得るものとします。内部監査室は、いずれの部門にも属さず、代表取締役社長直轄の部門とします。

⑪ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとします。ただし、監査等委員会より与えられた命令を実行するにあたり、使用人の本来業務に支障が生じると判断される場合は、取締役と監査等委員会の協議により解決するものとします。

⑫ 会社の取締役および使用人が会社の監査等委員会に報告するための体制

当社の取締役および使用人は、当社または当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直接またはメールにて、その状況をいつでも監査等委員に報告することができ、報告をうけた監査等委員はただちに他の監査等委員全員で情報を共有させ、その対策を検討し、当社取締役または代表取締役に適切に処置を執るよう要請することができます。

- ⑬ 会社の子会社の取締役および使用人から報告を受けた者が会社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役および使用人は、当該子会社または当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、第5号に定める報告方法以外に、いつでも当社の取締役および使用人に当該事項を報告することができます。当該報告を受けた者は、直接またはメールにて、その状況をいつでも監査等委員に報告することができ、報告を受けた監査等委員はただちに他の監査等委員全員で情報を共有させ、その対策を検討し、当社取締役または代表取締役に適切に処置を執るよう要請することができます。

- ⑭ 第12号および第13号の報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

第12号および第13号に定める報告者に対し、報告を行ったことを理由とした不利になる取扱いを行わない旨を「コンプライアンス管理規程」に定め、これを徹底します。

- ⑮ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行います。

- ⑯ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員全員が取締役会に出席するほか、監査等委員会の長は経営会議等の重要会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監督を行い、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役にその説明を求めます。また、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を定期的に行うなど連携を図ります。

- ⑰ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社および当社グループ会社は、反社会的勢力からの不当要求に対し毅然とした態度で対応し、資金の提供および便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として謝絶します。反社会的勢力からの不当要求があった場合には、外部機関（警察、顧問弁護士等）と連携して組織的に取組み、法令等に則して対処します。

⑯ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループ会社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効性かつ効率的な整備および評価を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①事業年度における内部統制システム

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」に基づき、当社および子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、経営方針説明会を従業員向けに実施し、経営方針と経営方針を受けた各部署の方針等を説明しています。また、その内容を冊子にまとめて全従業員に配布し、認識の統一化を図っております。

期中においては、毎月月初に月例報告会を開き、代表取締役社長が全従業員に向けて経営課題と取組指針を発表し、また、業務の適正な運用の実行を適宜行っております。下期開始時には重点取組説明会を開き、当事業年度の実施状況を踏まえて、下期に重点を置いて取り組む内容を発表して意識の確認と統一化を図っております。

②リスク管理

損失の危険の管理に対する体制として、リスクマネジメント会議を運用し、当社および当社グループ子会社が直面するリスクの洗い出しと評価・分析を行い、優先順位を決めて各部署、会議体・委員会によるリスクの回避・低減・移転・受容などの統制を進めております。

### ③法令順守の意識向上

法令遵守の意識を高めるため、各業務の専門知識に加え、法令や社会規範を紹介し、社会に貢献できる会社の従業員として行動できるよう、当社の行動規範をまとめてコンプライアンス・ハンドブックとして冊子化し、当社および当社グループの全従業員に配布しております。また、ヘルplineの連絡先を記した常時携帯可能なコンプライアンス・カードを制作して全従業員に配布し、不正の報告だけでなく、業務上で気づいたことをいつでも連絡できる体制を整えております。

### ④監査の役割

内部監査部門は、主要な会議に出席して計画の遂行状況を確認するとともに、内部監査ヒアリングにより課題の抽出を図り、その結果を代表取締役社長および経営会議にて報告し是正を推進しております。

事業年度末においては、監査等委員会による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、経営基本方針のもと、株主資本の充実と長期的な収益力の維持・向上、業績に裏付けられた安定的な配当の継続を原則としております。

なお、内部留保資金は、事業の拡大や、今後予想される技術革新への対応並びに競争力強化のための設備投資に充てることにより、継続的な業績の向上、財務体質の強化を図ってまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただく予定です。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

企業価値を向上させることが敵対的買収防衛の最善策と認識し、株主の皆様及び株式市場に対しての当社事業活動及び経営方針の理解を一層深めてまいります。

なお、具体的な敵対的買収防衛策については、現状を鑑みて、現時点では導入しておりません。

**連結貸借対照表**  
(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,377,628	流動負債	2,526,182
現金及び預金	2,427,754	支払手形及び買掛金	337,613
受取手形	26,152	電子記録債務	705,494
売掛金	1,511,788	一年内返済予定の長期借入金	955,105
電子記録債権	229,917	リース債務	3,746
商品及び製品	492,520	未払法人税等	47,157
仕掛品	398,292	災害損失引当金	7,394
原材料及び貯蔵品	234,703	その他の	469,671
その他の	57,953	固定負債	2,517,665
貸倒引当金	△1,453	長期借入金	1,471,970
固定資産	4,342,556	リース債務	1,576
有形固定資産	3,434,283	役員株式給付引当金	11,399
建物及び構築物	1,202,879	退職給付に係る負債	971,084
機械装置及び運搬具	1,200,017	その他の	61,636
土地	864,643	負債合計	5,043,848
リース資産	4,821	純資産の部	
その他の	161,920	株主資本	4,518,640
無形固定資産	75,775	資本金	516,870
投資その他の資産	832,497	資本剰余金	465,112
投資有価証券	376,089	利益剰余金	3,591,459
繰延税金資産	313,845	自己株式	△54,801
その他の	143,002	その他の包括利益累計額	157,695
貸倒引当金	△440	その他有価証券評価差額金	56,872
資産合計	9,720,184	為替換算調整勘定	98,063
		退職給付に係る調整累計額	2,759
		純資産合計	4,676,335
		負債純資産合計	9,720,184

(注) 記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

（2021年4月1日から  
2022年3月31日まで）

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,024,259
売 上 原 価	5,332,824
売 上 総 利 益	1,691,435
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,400,162
營 業 利 益	291,272
營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,953
雜 収 入	26,722
營 業 外 費 用	32,676
支 払 利 息	
支 支 息 出	8,445
雜 支	2,419
經 常 利 益	10,865
特 別 利 益	313,083
固 定 資 産 売 却 益	883
補 助 金 収 入	20,097
特 別 損 失	20,980
固 定 資 産 売 却 損	136
固 定 資 産 除 却 損	2,776
固 定 資 産 圧 縮 損	15,265
災 害 に よ る 損 失	11,207
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	29,386
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	304,677
法 人 税 等 調 整 額	64,363
当 期 純 利 益	1,871
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	66,235
	238,442
	238,442

(注) 記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（2021年4月1日から  
2022年3月31日まで）

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	516,870	465,112	3,444,326	△54,801	4,371,506
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△91,308		△91,308
親会社株主に帰属する当期純利益			238,442		238,442
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	147,133	－	147,133
当期末残高	516,870	465,112	3,591,459	△54,801	4,518,640

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額	
当期首残高	63,909	7,397	△11,989	59,317	4,430,824
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△91,308
親会社株主に帰属する当期純利益					238,442
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△7,036	90,666	14,748	98,378	98,378
連結会計年度中の変動額合計	△7,036	90,666	14,748	98,378	245,511
当期末残高	56,872	98,063	2,759	157,695	4,676,335

(注) 記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科	金額	科	金額
流動資産	4,661,716	流動負債	2,436,576
現金及び預金	1,970,997	支払手形	71,553
受取手形	26,152	電子記録債務	705,494
売掛金	1,486,962	買掛金	253,922
電子記録債権	229,917	一年内返済予定の長期借入金	955,105
商品及び製品	376,494	リース債務	3,746
仕掛品	373,469	未払金	175,537
原材料及び貯蔵品	149,114	未払費用	164,615
前払費用	30,421	未払法人税等	46,520
その他の	43,319	預り金	10,642
貸倒引当金	△25,132	設備関係支払手形	18,125
固定資産	4,280,874	設備関係電子記録債務	22,446
有形固定資産	3,156,403	災害損失引当金	7,394
建物	1,061,397	その他の	1,470
構築物	119,894	固定負債	2,455,213
機械及び装置	987,416	長期借入金	1,471,970
車両及び運搬具	6,889	リース債務	1,576
工具器具及び備品	111,340	退職給付引当金	908,631
土地	864,643	役員株式給付引当金	11,399
リース資産	4,821	その他の	61,636
無形固定資産	62,776	負債合計	4,891,790
ソフトウェア	57,797	純資産の部	
その他の	4,979	株主資本	3,994,051
投資その他の資産	1,061,694	資本金	516,870
投資有価証券	375,839	資本剰余金	465,112
関係会社株式	227,817	資本準備金	457,970
長期前払費用	1,441	その他資本剰余金	7,142
繰延税金資産	320,608	利益剰余金	3,066,871
保険積立金	113,383	利益準備金	36,200
その他の	23,043	その他利益剰余金	3,030,671
貸倒引当金	△440	別途積立金	800,000
資産合計	8,942,590	繰越利益剰余金	2,230,671
		自己株式	△54,801
		評価・換算差額等	56,748
		その他有価証券評価差額金	56,748
		純資産合計	4,050,800
		負債純資産合計	8,942,590

(注) 記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

（2021年4月1日から）  
（2022年3月31日まで）

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,396,726
売 上 原 価	4,951,815
売 上 総 利 益	1,444,910
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,229,280
營 業 利 益	215,629
營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,669
為 替 差 益	7,736
雜 収 入	21,584
營 業 外 費 用	34,991
支 払 利 息	8,445
雜 支 出	1,561
經 常 利 益	240,614
特 別 利 益	
補 助 金 収 入	20,097
特 別 損 失	20,097
固 定 資 産 売 却 損	136
固 定 資 産 除 却 損	2,774
固 定 資 産 圧 縮 損	15,265
災 害 に よ る 損 失	11,207
稅 引 前 当 期 純 利 益	29,384
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅	60,689
法 人 稅 等 調 整 額	△4,634
当 期 純 利 益	56,055
	175,271

(注) 記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						利益準備金 別途積立金	その他利益剰余金 継越利益剰余金	利益剰余金 合計			
	資本剰余金		資本剰余金 合計		利益剰余金							
	資本準備金	その他資本剰余金	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	別途積立金						
当期首残高	516,870	457,970	7,142	465,112	36,200	800,000	2,146,708	2,982,908				
事業年度中の変動額												
剰余金の配当							△91,308	△91,308				
当期純利益							175,271	175,271				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	83,962	83,962				
当期末残高	516,870	457,970	7,142	465,112	36,200	800,000	2,230,671	3,066,871				

	自己株式	株主資本 合計	評価・換算差額等	純資産合計
			その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△54,801	3,910,089	63,826	3,973,915
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△91,308		△91,308
当期純利益		175,271		175,271
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△7,077	△7,077
事業年度中の変動額合計	—	83,962	△7,077	76,884
当期末残高	△54,801	3,994,051	56,748	4,050,800

(注) 記載の金額の千円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 朝日ラバー

取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指	定	社	員	公認会計士	安	達	則	嗣
業	務	執	行	社	員			
指	定	社	員	公認会計士	桐	山	武	志
業	務	執	行	社	員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社朝日ラバーの2021年4月1日から2022年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社朝日ラバー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 朝日ラバー

取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 安 達 則 翔  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 桐 山 武 志  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社朝日ラバーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。内部統制システムとその運用については、継続して整備、充実することが重要であると考えております。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社朝日ラバー 監査等委員会

監査等委員 高木 和久 印

監査等委員（社外取締役）馬場 正治 印

監査等委員（社外取締役）筑紫 勝彦 印

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主資本の充実と長期的な収益力の維持・向上、業績に裏付けられた利益配当の継続を原則としております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

###### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

###### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は45,654,440円となります。

###### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月22日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (目的)	第1章 総則 (目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) <条文省略> <新 設> <u>(12) 前各号に付帯する一切の業務</u>	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) <現行通り> <u>(12) 医療機器の製造、販売</u> <u>(13) 前各号に付帯する一切の業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>&lt;条文省略&gt;</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 &lt;現行通り&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>現行定款</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しており、特段の意見はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社式 の数
1	よこやま しげよし 横山林吉 (1952年12月29日)	1976年3月 有限会社朝日ラバー入社 1976年6月 当社入社 1987年4月 当社技術部長 1989年10月 当社福島工場長 1992年4月 当社取締役営業部長就任 1994年3月 株式会社ファインラバー研究所（現株式会社朝日F R研究所）代表取締役就任 1995年6月 当社常務取締役就任 1996年3月 当社専務取締役就任 1999年4月 当社専務取締役営業本部長 2002年6月 当社取締役副社長就任 2003年6月 当社代表取締役社長就任 2012年5月 株式会社朝日F R研究所取締役就任（現在に至る） 2013年6月 当社取締役会長就任（現在に至る）	135,960株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の 株式数
2	わたなべ よういちろう 渡 邊 陽一郎 (1967年1月5日)	1989年4月 当社入社 1997年5月 株式会社ファインラバー研究所へ転籍 2000年10月 株式会社朝日ラバーへ転籍 2001年4月 当社技術部次長 2002年4月 当社高機能製品事業部長 2004年6月 株式会社ファインラバー研究所（現株式会社朝日F R研究所）取締役就任 2009年4月 当社事業本部営業統括グループ長 2010年4月 当社営業統括部長 2010年6月 当社取締役営業統括部長就任 2011年4月 当社取締役海外営業担当 2012年1月 朝日科技（上海）有限公司董事長就任 2012年4月 当社取締役営業担当 2013年1月 朝日橡膠（香港）有限公司董事長就任 2013年1月 朝日科技（上海）有限公司執行董事就任 2015年3月 当社代表取締役社長就任（現在に至る） 2020年6月 株式会社朝日F R研究所代表取締役社長就任（現在に至る）	37,402株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の 株式数
3	たさき ますつぐ 田 崎 益 次 (1963年8月11日)	1986年4月 当社入社 2002年4月 当社アサカラー・オプティカル 事業部技術グループ長 2010年4月 当社技術統括部技術グループ 長 2011年10月 当社技術統括部統括代理兼技 術グループ長 2012年4月 当社技術統括部長 2013年4月 当社技術本部長 2014年4月 当社白河工場長 2015年8月 当社管理副本部長 2016年4月 当社管理本部長 2016年6月 当社取締役管理本部長就任 2017年6月 当社取締役品質保証担当管理 本部長 2018年4月 当社取締役管理本部長兼品質 保証部長 2020年4月 当社取締役管理・光学開発担当 (現在に至る)	18,739株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の 株式 数
4	たきた みつる 滝 田 充 (1964年1月11日)	<p>1987年5月 当社入社</p> <p>2002年4月 当社アサカラー・オプティカル事業部営業グループ長</p> <p>2009年4月 当社開発本部開発グループ長</p> <p>2010年9月 当社営業統括部統括代理兼開発営業グループ長</p> <p>2011年4月 当社営業統括部長</p> <p>2013年4月 当社営業本部長</p> <p>2015年3月 朝日橡膠（香港）有限公司董事長就任（現在に至る）</p> <p>2015年3月 朝日科技（上海）有限公司執行董事就任（現在に至る）</p> <p>2015年6月 当社取締役営業本部長就任</p> <p>2016年4月 当社取締役営業本部長兼営業本部開発営業グループ長</p> <p>2017年4月 当社取締役営業本部長</p> <p>2020年4月 当社取締役営業・事業担当（現在に至る）</p>	7,339株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の損害や代表訴訟敗訴時の損害などが填補されることとなります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、2022年7月1日の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の 株式数
1	たかぎ かずひさ 高木和久 (1960年3月31日)	1983年3月 当社入社 1997年5月 株式会社ファインラバーリサーチ研究所 (現株式会社朝日F R研究所) へ転籍 2000年6月 同社取締役就任 2012年3月 同社代表取締役社長就任 2015年6月 当社取締役技術担当就任 2016年4月 当社取締役技術担当品質保証部 長兼新規事業部長 2017年4月 当社取締役技術担当就任 2017年6月 当社取締役生産担当就任 2018年4月 当社取締役就任 2020年6月 当社取締役（監査等委員・常勤）就任（現在に至る）	14,539株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の 株式数
2	ばば まさはる 馬場 正治 (1950年11月15日)	<p>1969年 7月 株式会社東芝入社</p> <p>2004年 4月 ハリソン東芝ライティング株式会社MIL事業部MIL技術部長</p> <p>2009年 6月 株式会社パールライティング取締役技術統括部長兼品質保証担当</p> <p>2012年 6月 同社取締役技術統括部長兼生産技術部長輸出管理部長兼品質担当兼門真工場担当</p> <p>2014年 3月 同社一部事業閉鎖により会社都合退職</p> <p>2014年 5月 当社アドバイザー契約</p> <p>2015年 6月 当社社外取締役就任</p> <p>2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員・常勤）就任（現在に至る）</p>	3,700株
3	ちくし かつまる 筑紫 勝磨 (1947年1月31日)	<p>1970年 4月 大蔵省入省</p> <p>1975年 7月 草津税務署長</p> <p>1995年 7月 大阪税関長</p> <p>2000年 7月 造幣局長</p> <p>2003年 9月 サントリー株式会社入社常務取締役就任</p> <p>2011年 4月 サントリーホールディングス株式会社顧問</p> <p>2012年 1月 丸の内中央法律事務所入所弁護士（現在に至る）</p> <p>2015年 7月 西日本ユウコ一商事株式会社社外取締役（現在に至る）</p> <p>2018年 6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現在に至る）</p>	5,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 馬場正治氏および筑紫勝磨氏は、社外取締役候補者であります。

3. (1)馬場正治氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、同氏は、株式会社パールライティングの取締役として経営に長年にわたり携わってきたことから、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は6年でありますが、社外取締役としての在任期間は本株主総会の終結の時をもって7年となります。
- (2)筑紫勝磨氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、同氏は、旧大蔵省での財務・会計業務を長年にわたり携わってきたことによる豊富な知識と弁護士としての幅広い見識を、当社の監査業務やコンプライアンス活動等に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。
4. 当社と馬場正治氏及び筑紫勝磨氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、馬場正治氏および筑紫勝磨氏が選任された場合には、当社は両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は馬場正治氏および筑紫勝磨氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しており、馬場正治氏および筑紫勝磨氏が社外取締役に選任され就任された場合には、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の損害や代表訴訟敗訴時の損害などが填補されることとなります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、2022年7月1日の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### (ご参考) スキル・マトリックス

当社の取締役会は、会社経営において重要なスキルを次のとおり特定し、監査等委員である取締役を含む取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

製造業である当社の会社経営において、「企業経営」「ものづくり・品質」「研究技術開発」「営業」「財務」「人事」「法務」「海外」のスキルはあらゆる判断のベースになります。さらに、サステナビリティビジョン2030ではSDGs/ESGを経営の軸に置くことから、「ESG」のスキルを設定しております。

本総会における第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決された場合、各取締役が保有しているスキルおよび当社が各取締役に発揮を期待しているスキルは、以下のとおりとなります。

		企業 経営	ESG	もの づくり ・品質	研究 技術 開発	営業	財務	人事	法務	海外
取締役	横山林吉	○	○	○	○	○				
取締役	渡邊陽一郎	○	○	○	○	○	○	○		○
取締役	田崎益次	○	○		○		○	○	○	
取締役	滝田充	○	○			○				○
監査等委員取締役	高木和久	○	○	○	○			○		
監査等委員取締役	馬場正治	○	○	○	○	○				
監査等委員取締役	筑紫勝磨	○	○				○		○	○

(注) 部署の確認・責任経験のある場合、○で示しています。

以 上

メモ

## 第52回 定時株主総会会場ご案内図

パレスホテル大宮 4階 ローズルーム

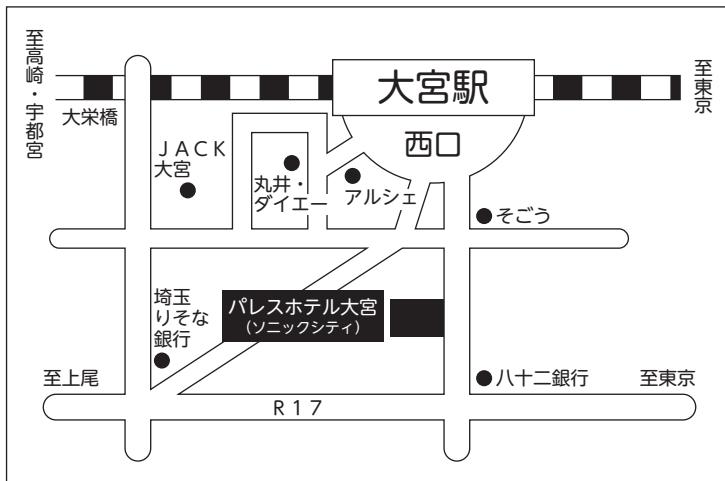
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5

交通 JR大宮駅西口より、徒歩約3分

### 【ご案内】株主懇親会中止のお知らせ

●株主懇親会は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、中止とさせていただきます。株主の皆様には、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。



(お願い)  
駐車場の設備がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。